

島根県報

号外第一四六号

平成十五年十二月二十四日

(金曜日)

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則

島根県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年島根県規則第六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 林業・木材産業改善資金 法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金をいう。

二 林業・木材産業改善措置 法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。

三 木材産業 法第二条第一項に規定する木材産業をいう。

四 事務委託機関 第十六条第一項の規定により委託を受けた島根県森林組合連合会又は島根県木材協同組合連合会をいう。

五 事務再委託機関 第十六条第二項の規定により再委託を受けた森林組合又は木材協同組合をいう。

第三条 林業・木材産業改善資金の貸付けは、林業・木材産業改善措置を実施しようとする

規 則

目 次

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則

(林 業 課)

公布された条例等のあらまし

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（規則第一〇九号）

一 規則の概要

1 貸付けの対象者は、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者又はその組織する団体とすることとした。（第三条関係）

2 貸付限度額は、個人にあつては千五百円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円とすることとした。（第五条関係）

3 償還期間を十年（三年以内の措置期間を含む。）以内とすることとした。（第六条関係）

4 貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格の認定を受けなければならないこととした。（第七条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

る次に掲げるもの（以下「林業従事者等」という。）に対して行うものとする。

- 一 林業従事者
- 二 木材産業に属する事業を営む者であつて、資本の額若しくは出資の総額が千円以下
の会社又は常時使用する従業員の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百
人）以下の会社若しくは個人であるもの
- 三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の
額若しくは出資の総額が千円以下のもの又は常時使用する従業員の数が三百人以下
のものに限る。）

2 前項第三号の団体のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる要件を備えるも
のでなければならない。

- 一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集
団的に行うことを目的として組織されたものであつて、実態的活動を現に行っている
ものであること。
- 二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

（貸付対象資金）

第四条 林業従事者等に貸し付けられる林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」とい
う。）は、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 立木の取得に必要な資金
- 四 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- 五 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得す
る場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一
時に支払つのに必要な資金
- 六 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改
善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続
期間に対する賃借料の全額を一時に支払つのに必要な資金
- 七 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対

する委託料を支払つのに必要な資金

- 八 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに
必要な資金
- 九 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるの
に必要な資金
- 十 林業経営又は木材産業経営の改善に必要な調査又は通信情報処理機材の取得に必要
な資金
- 十一 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に
計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- 十二 第四号から前号までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化そ
の他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充て
るのに必要な資金

（貸付けの限度額）

第五条 貸付金の一林業従事者等こととの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつ
ては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改
善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、知事が林業経営
若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従
事する者の確保を図るために必要があると認める場合において、農林水産大臣に協議し
たときは、当該協議をして定められた額とする。

（貸付金の利率、償還期間等）

第六条 貸付金は、無利子とし、その貸付金の償還期間（三年以内の据置期間を含む。）
は、十年以内（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条
第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の
融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定
する資金にあつては十二年以内、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律
第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同項の
改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年
政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金にあつては十五年以内）とする。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、貸付資格について知事の認定を受けなければならない。

2 貸付資格の認定を申請する林業従事者等(以下「申請者」という。)は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式第一号。以下「認定申請書」という。)をその者の住所又は主たる事務所の所在地(以下「住所等」という。)をその担当地区内を含む事務再委託機関を経由して、知事に提出するものとする。

3 事務再委託機関は、前項の認定申請書の提出があったときは、当該認定申請書を支庁又は農林振興センターの長(以下「支庁長等」という。)に送付しなければならない。

4 支庁長等は、第二項又は前項の規定による認定申請書の提出又は送付があったときは、これに当該認定についての意見及び認定の参考となるべき資料を添えて、知事に送付するものとする。

5 事務委託機関が貸付資格について認定を受ける場合は知事に、事務再委託機関が貸付資格について認定を受ける場合は支庁長等を経由して知事に認定申請書を提出しなければならない。

6 知事は、第二項の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められるときに、貸付資格を認定するものとする。

7 知事は、前項の規定による認定に当たっては、林業・木材産業改善措置に係る事業(以下「改善措置事業」という。)が、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付け後三月以内(森林施業の継続した実施、研修等三月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内)に完了すると見込まれるものであることを要するものとする。

8 知事は、貸付資格の認定をした場合は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書(様式第二号。以下「認定書」という。)を申請者に交付し、かつ、その旨を支庁長等、事務再委託機関及び事務委託機関に通知し、認定をしない旨の決定をした場合は、その旨

を申請者、支庁長等、事務再委託機関及び事務委託機関に通知するものとする。

(貸付けの申請)

第八条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、認定申請書に、林業・木材産業改善資金貸付申請書(様式第三号。以下「貸付申請書」という。)を併せて知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、貸付資格の認定審査とともに審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けを決定するものとする。

3 知事は、貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第四号)を資格認定書と併せて申請者に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 貸付決定を受けた申請者は、林業・木材産業改善資金借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受者は、当該借用証書の特約事項を遵守しなければならない。

(担保又は連帯保証人)

第九条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、知事が相当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の場合において、申請者が林業従事者等の組織する団体であるときは、原則としてその構成員のうち当該貸付けによって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員)を同項の連帯保証人とするものとする。

3 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けたる者(以下「借受者」という。)に対し、担保若しくは連帯保証人の追加又は担保若しくは連帯保証人の変更を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保又は連帯保証人に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(事業実施報告等)

第十条 借受者は、事業の完了後三十日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。
(貸付資格認定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に

関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は前項の規定による取消しをしたときは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式第七号)により借受者に通知するものとする。

(繰上償還)

第十二条 借受者は、貸付金に余剰が生じた場合又は貸付金の全部若しくは一部を繰上げて償還しようとする場合は、知事に林業・木材産業改善資金繰上償還申請書を提出するものとする。

(期限前償還)

第十三条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の規定にかかわらず、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由なくして貸付けの条件に違反したとき。

(支払猶予の申請)

第十四条 借受者は、償還金の支払の猶予を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第八号。以下「支払猶予申請書」という。)に知事が指定する証明書を添えて、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、猶予することが適当と認めるときは、支払の猶予をするものとする。

2 知事は、前項の規定により猶予の決定をしたとき、又は猶予の決定をしなかつたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。

(事務の委託)

第十六条 県は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。)の一部を、島根県森林組合連合会及び島根県木材協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた事務委託機関は、自己の責任において、委託を受けた事務の処理を森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の事業を行う森林組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の第二項第二号の事業を行う木材協同組合に再委託することができる。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の島根県林業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた林業改善資金については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第 7 条第 2 項の規定に基づき林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

[林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

(1) 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

(個人用)

項 目	現 状	目 標
家族従事者数		
資本装備		
生産等の状況		
年間収入 (万円)		
年間所得 (万円)		

(注) 1 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 「年間収入」欄及び「年間所得」欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(法人用)

項 目	現 状	目 標
資本金 (出資金)		
従業員数		
資本装備		
生産等の状況		
売上高 (万円)		
営業利益 (万円)		

(注) 1 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 「売上高」欄及び「営業利益」欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項 目	現 状	目 標	(1) と の 関 係

- (注) 1 「項目」欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等）を記載すること。
 2 「現状」欄及び「目標」欄は、原則として数値を記載すること。
 3 「(1)との関係」欄は、本目標と(1)で記載する年間収入（売上高）又は年間所得（営業利益）との関係を記載すること。

[林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

(林業労働従事者用)

項 目	現 状	目 標
年間従事日数		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- (注) 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主（個人を含む。）用)

項 目	現 状	目 標
従業員の数		
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
 2 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

[林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

項 目	現 状	目 標
従業員の数		
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
 2 「労働従事者の確保」欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

(1) 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容は、当該措置が林業・木材産業改善資金による政策支援の対象として適切なものか否か判断できるよう、それぞれの内容に応じて定めるものとするが、参考例を示すと以下のとおりである。

(林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入の場合) _____ 年度

現在設置している機械又は施設					導入する機械又は施設								
品目	メーカー	目的	規格・能力等	台数	購入時期	品目	メーカー	規格・能力等	更新又は新規の別	機械又は施設設置予定年月日	台数	単価	所要金額

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものである場合) _____ 年度

項 目	内 容						
目 的							
施業対象森林の概要	別紙のとおり						
作 業 種	森林の位置	作 業 種 別 の 事 業 計 画					
		事業開始時期 ~ 終了時期	齡 級	面 積	材 積	延 長	所要金額
間 伐							
	計						
複 層 伐							
	計						
作業路の開 設又は改良							
	計						
合 計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 施業対象森林の概要は、位置及び現況（樹種別、林種別及び齡級別の面積並びに蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合) _____ 年度

伐 採 対 象 立 木											取得予 定年月 日	取得対 象立木	所要 金額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町村	地番	林小班	人工林			天然林			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積				
計													

- (注)
- 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 - 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
 - 3 林小班ごとに記載すること。
 - 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
 - 5 「取得対象立木」欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき 印を記載すること。
 - 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。
 - 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
 - 8 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目	年 度 別 の 事 業 量						林業・木材 産業改善措 置の対象
	年度 (月 日)	年度	年度	年度	年度	年度	

- (注)
- 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
 - 2 (1)の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
 - 3 「年度別の事業量」欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を () 書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
 - 4 「林業・木材産業改善措置の対象」欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、印を記載すること。
 - 5 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円 (年 月 日現在)								
区 分	総 事 業 費					資 金 内 訳		
					計	改善資金	その他の借入金	自己資金
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
合 計								

- (注) 1 「総事業費の区分」欄は、機械又は施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業又は木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 「総事業費の計の各年度の合計」欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要金額の欄の数値と一致させること。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第 7 条第 8 項の規定により、 年 月 日に提出された申請
については、これを認定します。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所 TEL

氏名又は名称及び代表者名 ㊟

受付事務(再)委託機関	年 月 日
受 理 市 町 村	年 月 日
受 理 林 業 事 務 所 等	年 月 日

償 還 期 間	据 置 期 間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	年 月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	印	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償 還 計 画	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10年目
	償還額									
	千円									

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあっては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業者数	

様式第 4 号 (第 8 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資 金 の 内 容		資 金 の 使 途	
貸付決定番号		貸付金額	償還期限
		千円	年 月 日

償 還 方 法	償 還 期 日			金 額	摘 要	
	第 1 回	年	月	日		千円
	第 2 回	年	月	日		
	第 3 回	年	月	日		
	第 4 回	年	月	日		
	第 5 回	年	月	日		
	第 6 回	年	月	日		
	第 7 回	年	月	日		
	第 8 回	年	月	日		
	第 9 回	年	月	日		
	第10回	年	月	日		
	第11回	年	月	日		
	第12回	年	月	日		
	第13回	年	月	日		
	第14回	年	月	日		
	第15回	年	月	日		
計						
連 帯 保 証 人		ほ か 人		担 保 物 件		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

(裏)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、島根県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が島根県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙丙間の契約のいかんにかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日又は据置期日の変更につき、いかなる異議も申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 6 号 (第10条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

島根県知事 様

住 所

T E L

氏名又は名称及び代表者名

㊟

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条の規定により報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			計画と実績との相 違点及びその理由	
事 業 計 画				事 業 実 績					
内 容	数量	単価	金額	内 容	数量	単価	支払金額		領収書番号
		円	円			円	円		

- (注) 1 「事業計画」欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績				

(注) 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否						
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者)					印

(注) 「貸付対象機械等の適否」欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付すること。)

年 月 日	研修を受けた機関又は林業従事者等 (海外研修にあっては、派遣機関)	印
-------	--------------------------------------	---

様式第 7 号 (第11条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

様

島根県知事



年 月 日付で認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第 1 項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

様式第 8 号 (第14条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

島根県知事 様

債 務 者 住 所
氏 名 _____ 印

(連帯債務者) 住 所
氏 名 _____ 印

(連帯保証人) 住 所
氏 名 _____ 印

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条の規定により下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

(支払猶予の理由)

[Empty box for payment suspension reasons]

(添付書類) 被災等による場合には、被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

[Empty box for repayment method after suspension]

平成十五年十二月二十四日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江学殿南町

松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)